

## ハツ場ダム住民訴訟通信-8

### 05.06.03

いよいよ第3回ハツ場ダム裁判です。今回は被告側が、ハツ場ダムは必要か否かの議論を避けるために以下の主張をします。

1、県がハツ場ダム事業費を支出する行為には違法性も不当性もない。

2、だから裁判をする必要がない。と、裁判の却下を求めてきます。

私たちは住民の訴えをはぐらかし、問答無用と門前払いする行政の暴挙を、傍聴席でしっかりと見つめます。是非ご参加ください。

朝比奈晴子さんの陳述も予定。ご期待下さい。

### 第3回ハツ場ダム住民訴訟裁判

日時：6月14日(火) 集合12時30分

場所：水戸地方裁判所

### 裁判解説集会

時間：2時～3時 場所：弁護士会館

VTR「美しいハツ場の自然と無残な工事現場」

ハツ場ダムをストップさせる茨城の会事務局  
〒302-0023 取手市白山 1-8-5 神原晴美